

長崎市指令文振第46号
令和6年12月24日

長崎文化振興共同事業体
代表者
株式会社長崎国際テレビ
代表取締役社長 川畑 年弘 様

長崎市長 鈴木 史朗



長崎ブリックホール及び長崎市茂里町駐車場における
指定管理者の指定について（通知）

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

- 1 公の施設の名称 (1) 長崎ブリックホール
(2) 長崎市茂里町駐車場
- 2 指定管理者 長崎市出島町11番1号
長崎文化振興共同事業体
代表者 長崎市出島町11番1号
株式会社長崎国際テレビ
代表取締役社長 川畑 年弘
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第140号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称

- (1) 長崎ブリックホール
- (2) 長崎市茂里町駐車場

2 指定管理者 長崎市出島町11番1号

長崎文化振興共同事業体

代表者 長崎市出島町11番1号

株式会社長崎国際テレビ

代表取締役社長 川 畑 年 弘

3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

令和6年12月13日 原案可決

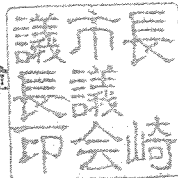
以上のとおり議決した
ことを証明する

令和6年12月16日

長崎市議会議員 岩永敏博

理由

長崎市長 鈴木史朗



長崎ブリックホール及び長崎市茂里町駐車場の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

「参 照」

地方自治法

第244条の2第3項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第244条の2第6項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。